

トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース）
勤務実態等申出書

事業所名称 _____ (雇用保険適用事業所番号 _____)
 対象労働者氏名 _____ (雇用保険被保険者番号 _____)
 賃金締切日 _____ 日締切 賃金支払日 (当月 ・ 翌月) _____ 日払

① 賃金支払形態

「賃金支払形態」欄より該当する項目を○で囲み、「基本賃金額」欄に契約書等に記載の基本賃金の額を記載してください。

	現行の契約内容	変更・更新後の契約内容 ＜ 年 月 日適用＞
賃金支払形態	(月給・日給・時給・出来高給・その他)	(月給・日給・時給・出来高給・その他)
基本賃金額	円	円

※障害者トライアル雇用等期間中に契約内容に変更・更新があった場合は、新旧の契約内容がわかる書類を添付してください。

② 障害者トライアル雇用等期間における対象労働者の賃金

障害者トライアル雇用等期間における各月(※1)の賃金(※2)を記入してください(有給休暇は、出勤日数や実労働時間を含めてください。)

	1月目	2月目	3月目
日付	/ (トライアル雇用開始日) ~ /	/ ~ /	/ ~ /
支払日	月 日	月 日	月 日
就労予定日	日	日	日
出勤日数	日	日	日
実労働時間	時間	時間	時間
うち時間外・休日労働時間	日 時間	日 時間	日 時間
㊸基本賃金	円	円	円
㊹時間外・休日労働手当	円	円	円
㊺その他	円	円	円
賃金合計 ㊸+㊹+㊺	円	円	円

(※1) 対象労働者の雇入れに係る日(障害者トライアル雇用等開始日)から1か月ごとの賃金額を記入してください。
(例:雇入れ日4月1日、賃金締切日が毎月20日の場合)

「1月目」には4月1日～4月20日まで、「2月目」には4月21日～5月20日まで、「3月目」には5月21日～6月20日まで、「(3月目)」には6月21日～6月30日までの賃金額を記入してください。

(※2) 賃金とは、対象労働者が行った労働に対する賃金であり、臨時に支払われる賃金及び3か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除いたものを指します。詳細は裏面の表をご参照ください。

(※3) 4 か月目以降が必要な場合は続紙に記載してください。

賃金に含めるもの	賃金に含めないもの
<ul style="list-style-type: none"> ○時間外手当 ○労働基準法第 26 条の規定に基づく休業手当 ○有給休暇日に支払われる給与 ○住宅手当、物価手当、勤務地手当、通勤手当、日直・宿直手当、単身赴任手当 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○臨時に支払われる賃金 業績手当、勤続報償金等、支給事由の発生が臨時的、あるいは不確定なもの、有給休暇の買い上げ ○3 か月を超える期間ごとに支払われる賃金 賞与等。単に支払事務の便宜を図るため、支給回数を 3 回以内としているもの等 ○現物給与（通貨以外のもので支払われる一切のもの） ○労働基準法第 76 条の規定に基づく休業補償費 事業主の無過失賠償責任に基づき事業主が支払うものであるため、労働の対象とならない ○健康保険法第 99 条の規定に基づく傷病手当金 健康保険の財源とする給付金のため対象外 ○工具手当、寝具手当 実費弁償的性格のものであるため ○解雇予告手当 ○祝金、見舞金 (吉凶禍福に対して支給されるものであるため、労働の対償とならない) ○慰労金 (就業規則等により事業主に義務づけられていない限り賃金に含まない) ○勤続報奨金 (勤続年数に応じて支給されるものであり、賃金とは認められない)

(続紙 表面)

	月目	月目	月目
日付	/ ~ /	/ ~ /	/ ~ /
支払日	月 日	月 日	月 日
就労予定日	日	日	日
出勤日数	日	日	日
実労働時間	時間	時間	時間
うち時間外・ 休日労働時間	日 時間	日 時間	日 時間
①基本賃金	円	円	円
②時間外・ 休日労働手当	円	円	円
③その他	円	円	円
賃金合計 ①+②+③	円	円	円

	月目	月目	月目
日付	/ ~ /	/ ~ /	/ ~ /
支払日	月 日	月 日	月 日
就労予定日	日	日	日
出勤日数	日	日	日
実労働時間	時間	時間	時間
うち時間外・ 休日労働時間	日 時間	日 時間	日 時間
①基本賃金	円	円	円
②時間外・ 休日労働手当	円	円	円
③その他	円	円	円
賃金合計 ①+②+③	円	円	円

(裏面もあります)

(続紙 裏面)

	月目	月目	月目
日付	/ ~ /	/ ~ /	/ ~ /
支払日	月 日	月 日	月 日
就労予定日	日	日	日
出勤日数	日	日	日
実労働時間	時間	時間	時間
うち時間外・ 休日労働時間	日 時間	日 時間	日 時間
①基本賃金	円	円	円
②時間外・ 休日労働手当	円	円	円
③その他	円	円	円
賃金合計 ①+②+③	円	円	円